

平成 20 年 5 月 8 日
広島県報定期第 35 号別冊

漁業法第 11 条の規定に基づく 免許の内容たるべき事項など

(区 画 漁 業 権)

平成 20 年広島県告示第 471 号の別冊 5 冊のうち 4

尾道市 海面

免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日

存続期間 免許の日から
平成 25 年 8 月 31 日まで

申請期間 平成 20 年 5 月 8 日から
平成 20 年 7 月 7 日まで

1 公示番号 区第387号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	尾道市東尾道松永湾干拓地地先	
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基 点 1	東尾道県営物揚場南東角	
〃 2	〃 松永湾干拓地南東角の排水口中央（柵ケンスイ南側道路の北側の線の延長線と護岸との交点）から護岸沿い北へ50メートルの所	
ア	1から尾道市浦崎町カガラ山の高（164メートル）を見通す線上295メートルの所	
イ	〃 245メートルの所	
ウ	2からカガラ山の高（164メートル）を見通す線上220メートルの所	
エ	〃 270メートルの所	

3 地元地区 尾道市山波町

1 公示番号 区第388号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	尾道市高須町、福山市高西町松永湾干拓地地先	
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアの4直線によって囲まれた区域	
基 点 1	東尾道尾道地区衛生施設組合共同排水施設敷地の南西角前護岸点から護岸沿い東へ280メートルの所	
〃 2	松永湾干拓地護岸南東端（送電線鉄塔前の護岸点）	
ア	1から尾道市浦崎町カガラ山の高を見通す線上460メートルの所	
イ	〃 330メートルの所	
ウ	2から浦崎町手城鼻から東へ1番目の鼻を見通す（163度）線上300メートルの所	

エ //
500メートルの所

3 地元地区 尾道市山波町

1 公示番号 区第389号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	のり養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 尾道市向東町加島地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域。ただし、海底電線保護区域を除く。

基 点 1 加島城ヶ鼻北西端

// 2 // 西端

// 3 // 南西端

ア 1から尾道市向島町大山の高(105メートル)を見通す(305度30分)線上190メートルの所

イ //

// 90メートルの所

ウ 2から向島町上江府島北端を見通す線上110メートルの所

エ 3から向島町観音崎を見通す線上140メートルの所

オ // 250メートルの所

カ 2から上江府島北端を見通す線上230メートルの所

3 地元地区 尾道市山波町

1 公示番号 区第390号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	のり養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 尾道市向東町加島地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コアを結んだ10直線によって囲まれた区域

基 点 1 加島城ヶ鼻北東端(東鼻)

// 2 // 東端

// 3 // 南端

- ア 1 から尾道市浦崎町カガラ山の高 (164 メートル) を見通す線上
130 メートルの所
- イ //
- 230 メートルの所
- ウ 2 から尾道市百島町百島北端 (女男石鼻) を見通す線上 280 メー
トルの所
- エ //
- 百島の高を見通す線上 250 メートルの所
- オ // 福山市内海町横島小脇ノ鼻の高 (111 メートル) を見通す
線上 380 メートルの所
- カ 3 から百島町彦崎を見通す線上 250 メートルの所
- キ //
- 150 メートルの所
- ク 2 から横島南西端を見通す線上 330 メートルの所
- ケ //
- 百島の高を見通す線上 150 メートルの所
- コ //
- 百島北端 (女男石鼻) を見通す線上 180 メートルの所

3 地元地区 尾道市山波町

1 公示番号 区第391号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|--------|------------------|
| 第1種区画漁業 | わかめ養殖業 | 10月1日から翌年4月30日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 漁場の位置 | 尾道市東尾道松永湾干拓地地先 |
| 漁場の区域 | 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区
域 |

- | | |
|-------|---|
| 基 点 1 | 東尾道県営物揚場南西角 |
| // 2 | // 松永湾干拓地南東角の排水口中央 (株ケンスイ南側道路の
北側の線の延長線と護岸との交点) から護岸沿い北へ 261 メー
トルの所 (護岸取り付け部北東角) |

- ア 1 から尾道市浦崎町戸崎の鼻東端を見通す線上 445 メートルの所
- イ //
- 385 メートル所
- ウ 2 から浦崎町手城鼻北端を見通す線上 460 メートルの所
- エ //
- 520 メートルの所

3 地元地区 尾道市向東町, 山波町, 新高山1~3丁目, 東尾道

1 公示番号 区第392号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	尾道市向東町歌地先	
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基 点	1	向東町大磯鼻東端（スベリの南側付け根）
〃	2	1から護岸沿い西へ140メートルの所
〃	3	向東町女法崎北東側のコンクリート護岸南東端から護岸沿い北へ138メートルの所
〃	4	尾道市浦崎町戸崎久保の鼻北西端
〃	5	〃 南西端の鼻
ア	2から5を見通す線上110メートルの所	
イ	〃 180メートルの所	
ウ	3から4を見通す線上150メートルの所	
エ	〃 1を見通す線上130メートルの所	

3 地元地区 尾道市向東町，山波町，新高山1～3丁目，東尾道

1 公示番号 区第393号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	尾道市向東町松本新開地先	
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基 点	1	向東町松本新開南側防波堤南側付け根から護岸沿い南へ90メートルの所（南側防波堤から1番目のスベリ付け根中央）
ア	1から50度170メートルの所	
イ	〃 60度220メートルの所	
ウ	〃 85度200メートルの所	
エ	〃 120メートルの所	

3 地元地区 尾道市向東町

1 公示番号 区第394号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|--------|------------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種区画漁業 | わかめ養殖業 | 10月1日から翌年4月30日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 尾道市向島町上江府島地先
- 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- | | | | |
|-----|---|--|-----------|
| 基 点 | 1 | 向島町干汐漁港南側防波堤付け根から護岸沿い南へ215メートルのスベリ北側付け根 | |
| 〃 | 2 | 〃 | 280メートル |
| | | の所 | |
| ア | | 1から上江府島南西端から北西へ1番目の鼻(人形岩)を見通す線上330メートルの所 | |
| イ | | 〃 | |
| | | 〃 430メートルの所 | |
| ウ | | 2から尾道市向東町加島の高(104メートル)を見通す線上435メートルの所 | |
| エ | | 〃 | 335メートルの所 |

3 地元地区 尾道市向島町

1 公示番号 区第395号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|----------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 尾道市向島町串山地先
- 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- | | | | |
|-----|---|-----------------------------------|-----------|
| 基 点 | 1 | 向島町向島漁協埋立地(南側)東角 | |
| 〃 | 2 | 〃 干汐漁港北側漁港用地北側付け根から護岸沿い北へ37メートルの所 | |
| ア | | 1から尾道市向東町加島北端を見通す線上10メートルの所 | |
| イ | | 〃 | 180メートルの所 |
| ウ | | 2から向島町上江府島北端を見通す線上240メートルの所 | |
| エ | | 〃 | 50メートルの所 |

3 地元地区 尾道市向島町

1 公示番号 区第396号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 尾道市向島町上江府島地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 上江府島北西端

〃 2 〃 南西端から北西へ1番目の鼻(人形岩)

ア 1から向島町干汐漁港南側防波堤南側付け根から防波堤沿い東へ58メートルの防波堤角を見通す線上150メートルの所

イ 〃

〃 50メートルの所

ウ 2から干汐漁港南側防波堤から護岸沿い南へ215メートルのスベリ北側付け根を見通す線上50メートルの所

エ 〃

〃 150メートルの所

4 地元地区 尾道市向島町